

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： ○ 即日 警察本部運転免許課の更新センター・免許センターでの処理の場合（他府県からの転入同時の場合は即日交付できない場合がある。） ○ 申請日から28日 警察署（警察センター、分庁舎及び交番を含む。）窓口での処理の場合
申 請 先： ○ 申請書は、警察本部運転免許課明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢者運転免許更新センター及び但馬運転免許センターの窓口に提出してください。 ○ 西播地区、但馬地区、淡路地区、東播地区（うち小野、加東、加西、西脇の各警察署）及び阪神地区（うち篠山、丹波の各警察署）の管轄区域内に住所を有する場合の申請は、警察本部以外にも住所地を管轄する警察署（更新事務を行っている警察センター、分庁舎及び交番を含む。）の窓口で行うことができます。 ○ 優良運転者及び高齢運転者は、管轄の如何を問わず更新事務を行っているすべての警察署、警察センター、分庁舎及び交番の窓口で行うことができます。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273）
備 考：